
資料編

令和6年12月18日

遠軽町総合計画審議会

会長 渡 邊 博 行 様

遠軽町長 佐々木 修 一

第3次遠軽町総合計画(案)について(諮問)

遠軽町総合計画審議会条例(平成18年遠軽町条例第17号)第2条の規定に基づき、第2次遠軽町総合計画(案)について、意見を求めます。

令和7年2月18日

遠軽町長 佐々木 修 一 様

遠軽町総合計画審議会

会長 渡 邊 博 行

第3次遠軽町総合計画(案)について(答申)

令和6年12月18日付けで諮問のありました第3次遠軽町総合計画(案)について、当審議会において審議をした結果、別添のとおり答申します。

今後、将来像である「森林(もり)と清流(みず) 未来に響く 豊かなまち」の実現に向けて、町民との協働により積極的な施策の展開を図られるよう期待します。

別添

- 1 第3次遠軽町総合計画(案)
- 2 遠軽町総合計画審議会議事録
- 3 遠軽町総合計画審議会委員名簿

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、遠軽町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、町内に住所を有する者又は町内の事業所等に勤務する者で、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 町政について識見を有する者
- (2) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 審議会の会議は、審議する内容が公開することに適しないと認めるものを除き公開とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月14日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

会 長	渡 邊 博 行
副会長	吉 川 紘
委 員	伊 藤 友 彦
	大 西 孝 弘
	田 村 順 二
	市 川 裕 記
	大 塚 祐 史
	三 浦 徹 志
	尾 形 友 秀

(1) 住民アンケート・高校生アンケート調査

第3次遠軽町総合計画の策定にあたり、町民のまちづくりに対する意向などを調査し、計画策定のための資料として活用するため、町民3,000人と遠軽高校2・3年生にアンケート調査を実施しました。

① 住民アンケート

- 調査期間 令和6年5月14日～6月5日
- 調査対象 20歳以上の町民から無作為に抽出した3,000人
- 調査方法 郵送による配布、回収
- 回収数 1,175
- 回収率 39.2%

② 高校生アンケート

- 調査対象 遠軽高校2・3年生
- 調査方法 学校を通じて配布、回収
- 回収数 304

(2) 総合計画策定ワーキングチームによる計画案づくり

第3次遠軽町総合計画の策定にあたり、町民との協働により計画策定を行うため、遠軽町総合計画策定ワーキングチームを組織し、計画の素案づくりを行いました。

部 会	氏 名
基盤整備・行財政部会	大久保 元
	吉田 勇太
	上條 正樹
	坂下 潤紀
	原 健也
生活環境部会	梶田 淳一
	井田 吏絵
	小野 克弥
	奥田 力
	平賀 祐朝
産業振興部会	北野 正洋
	安西 一樹
	岡村 愛子
	早坂 侑起
	秋元 慎司
	鶴尾 絵美
保健福祉部会	玉置 昌史
	大野 守
	北原 志
	西原 まゆみ
	三品 徹
教育振興部会	入江 貴之
	渡邊 雅人
	矢木 済
	高松 慎司
	荒井 雄

(3) パブリックコメント手続

遠軽町まちづくり町民参加条例に基づき、町民から広く意見を募集しました。

■募集期間 令和6年12月24日～令和7年1月23日

■募集結果 意見はありませんでした。

令和 6年	2月27日	第1回遠軽町総合計画策定推進委員会
	3月1日	総合計画策定ワーキングチーム参加者公募
	5月14日	総合計画策定住民アンケート調査実施
	15日	総合計画策定高校生アンケート調査実施
	7月24日	第1回総合計画策定ワーキングチーム会議(全体会議)
	8月6日	第2回総合計画策定ワーキングチーム会議(全体会議)
	26日	第1回総合計画策定ワーキングチーム基盤整備・行財政部会
	27日	第1回総合計画策定ワーキングチーム教育振興部会
	28日	第1回総合計画策定ワーキングチーム保健福祉部会
	29日	第1回総合計画策定ワーキングチーム生活環境部会
9月3日		第1回総合計画策定ワーキングチーム産業振興部会
	6日	第2回総合計画策定ワーキングチーム保健福祉部会
	10日	第2回総合計画策定ワーキングチーム生活環境部会
	11日	第2回総合計画策定ワーキングチーム産業振興部会
		第2回総合計画策定ワーキングチーム教育振興部会
	13日	第2回総合計画策定ワーキングチーム基盤整備・行財政部会
		第3回総合計画策定ワーキングチーム保健福祉部会
	17日	第4回総合計画策定ワーキングチーム保健福祉部会
	18日	第3回総合計画策定ワーキングチーム基盤整備・行財政部会
	24日	第3回総合計画策定ワーキングチーム生活環境部会
	25日	第5回総合計画策定ワーキングチーム保健福祉部会
		第3回総合計画策定ワーキングチーム教育振興部会
	26日	第4回総合計画策定ワーキングチーム基盤整備・行財政部会
	30日	第3回総合計画策定ワーキングチーム産業振興部会
10月3日		第4回総合計画策定ワーキングチーム生活環境部会
	8日	第4回総合計画策定ワーキングチーム産業振興部会
		第4回総合計画策定ワーキングチーム教育振興部会
	9日	第5回総合計画策定ワーキングチーム基盤整備・行財政部会
	15日	第5回総合計画策定ワーキングチーム教育振興部会
	18日	第6回総合計画策定ワーキングチーム保健福祉部会
	22日	第6回総合計画策定ワーキングチーム基盤整備・行財政部会
	28日	第5回総合計画策定ワーキングチーム産業振興部会
	29日	第6回総合計画策定ワーキングチーム教育振興部会
	30日	第7回総合計画策定ワーキングチーム教育振興部会

12月3日 第2回総合計画策定ワーキングチーム会議(全体会議)
16日 第2回遠軽町総合計画策定推進委員会
18日 第1回総合計画審議会(第3次遠軽町総合計画(案)諮問)
24日 第3次遠軽町総合計画(案)に対するパブリックコメント手続実施
(～令和7年1月23日)

令和 7年 2月5日 第2回総合計画審議会
13日 第3回総合計画審議会
18日 第3次遠軽町総合計画(案)答申
3月6日 第1回遠軽町議会定例会(提案、可決)

総合計画では、基本計画において各施策とSDGsとの結びつきを以下のアイコンで表記しています。

(出典：外務省)

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10【不平等】 国内及び各国間間の不平等を是正する
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		